

そもそも

年末調整&確定申告って？



「年末調整や確定申告、聞いたことあるけど……」という人も多いのでは？カンタンにいうと、**年末調整も確定申告も、毎月の給与や賞与から概算で天引きされている所得税を精算するための制度！**月々の所得税は、実はおおまかに計算されているので、年末調整や確定申告でかかった控除を申請し、正しく計算しなおす必要があります。知らなきゃ損！？な基礎知識をおさらいしましょう。

会社が手続きをしてくれるのが “年末調整”

11月～12月頃

年末になると、その年に天引き(源泉徴収)されたおおまかな税額と控除額を差引き、本来の所得税額を再計算します。そこで払いすぎた所得税の還付を受けたり、追加で納税したりすることを「年末調整」といいます。

12月～翌年1月頃

年末調整の計算が完了したら、会社から「源泉徴収票」が配付されます。確定申告に必要なのでしっかり保管しておきましょう。



自ら税務署で手続きするのが “確定申告”

2月16日～3月15日(2021年の場合)

年末調整では控除できない項目がある方や、2カ所以上から給与を受け取っている方などは、自ら税務署での確定申告をする必要があります。いつも会社の年末調整に任せているという方も、確定申告をすればさらに税金が戻ってくるかも！？

年間の所得にかかる所得税を、会社があらかじめ給与や賞与から天引きすることを**源泉徴収**といいます。一方、住民税を天引きすることは**特別徴収**といいます。

源泉徴収票からわかること

① 支払金額(収入)

その年の1月～12月中に支払われた給与や賞与の合計額。

② 給与所得控除後の金額(給与所得)

その年の収入から「給与所得控除額」を差引いた金額。「給与所得控除額」とは、サラリーマンが仕事をする上で必要な経費としてあらかじめ控除される額のこと。控除額は給与等の収入金額によって異なります。

③ 所得控除の額の合計額

基礎控除や配偶者控除、扶養控除、障害者控除等、年末調整を行って所得金額から差引くことができる金額の合計額。

④ 源泉徴収税額

年末調整によって給与所得から所得控除の合計額を差引き、決定した課税所得に税率を乗じた額。

課税の対象となる合計所得金額から一定の金額を差引くことを**所得控除**といいます。



年末調整や確定申告で**正確な控除の申請をすれば、払いすぎた所得税が戻ってくることも！**

ワンポイント 税制豆知識

2020年の税制改正…ココが変わった！

1. 基礎控除・給与所得控除改正

給与収入が850万円を超える方
→増税される見込み

給与収入が850万円以下の方
→トータルでの課税所得金額は変わらない

2. 所得金額調整控除の創設

給与収入が850万円を超える方で、一定の要件を満たす場合に、最高15万円の控除を受けられます。

3. 寡婦(夫)控除の改正とひとり親控除の創設

これまで法律婚を前提としていた寡婦(夫)控除を改組し、男性・女性を問わず未婚のひとり親にも控除を適用することに。(ただし、事実婚は対象外)